

2025年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、農産物の加工、販売等を目的とする公開会社である。甲社の取締役はA、B、C、D、EおよびFの６人であり、このうちAが代表取締役であった。２０２４年２月７日、Aが交通事故で急逝し、甲社では早急に代表取締役を選定する必要に迫られた。

２０２４年２月１０日、臨時取締役会が適法に招集されたが、そこでは、Bを代表取締役に推す意見とCを代表取締役に推す意見とが出され、双方が譲らず結果として代表取締役を選定できないまま、後日再度取締役会を開催して決定することとなった。なお、甲社の定款には、取締役会の招集権者につき、「取締役会は代表取締役が招集する。代表取締役に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。」旨の規定があり、この定款規定に基づいて、上記取締役会はBが適法に招集した。

２０２４年２月２６日、Bが招集権者となり、再度取締役会（以下「本件取締役会」という。）が招集されたが（招集通知の発出期間については適法である。）、今回はEに招集通知が発せられなかったため、Eは欠席した。EはCを代表取締役に推しており、Bは本件取締役会での審議・議決を自らに有利に進めるために、敢えてEに招集通知を発しなかったものである。本件取締役会では、Bを推すDに加え、中立を保っていたFも、BやDの意見に押され、Bを代表取締役とする議案に賛成した。その結果、過半数の賛成を得たとして、Bを代表取締役に選定する議案が承認可決された（以下「本件取締役会決議」という。）。

このような状況のもと、Cは、Eに本件取締役会の招集通知が発せられなかった点を理由として、本件取締役会決議の無効を求める訴えを提起することを検討している。

〔設問１〕

一部の取締役に招集通知を発しないでなされた取締役会決議の効力について、論じなさい。

〔設問２〕

〔設問１〕で論じた内容を踏まえて、本件におけるCによる訴えの認容の可否について、論じなさい。

2025年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、取締役会の招集通知を一部の取締役に発することなく行われた、当該取締役会の決議の効力を問うものである。
- ・ 「設問1」は、一部の取締役に対して取締役会招集通知を発することなく行われた取締役会決議の効力についての規範を問う設問である。
- ・ 「設問2」では、「設問1」の規範を踏まえて、本件の事例に当てはめて、問題の解決を導くことが求められている。
- ・ いずれの設問も、規範とそれに対する当てはめという事例問題の解決において当然に必要とされる手法が求められており、また論点についても、どのような基本書においても当然に触れられている基本的なものである。

《解説・講評》

1 「設問1」について

(1) 解説

- ・ 取締役会決議に瑕疵がある場合、株主総会決議のように決議の効力を争う訴訟については、明文の規定を欠いている。したがって、私法の一般原則により、瑕疵ある取締役会決議の効力は、原則として無効であると解される。
 - もっとも、軽微な瑕疵については無効とする必要性はないため、結果として、重大な瑕疵のみが無効になると解される。
- ・ 一部の取締役に対して、取締役会の招集通知を発しないでなされた取締役会決議の効力につき、最判昭和44・12・2民集23巻12号2396頁（以下「昭和44年最判」という。）は、「取締役会の開催にあたり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠くことにより、その招集手続に瑕疵があるときは、特段の事情のない限り、右瑕疵のある招集手続に基づいて開かれた取締役会の決議は無効になると解すべきであるが、この場合においても、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、右の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、決議は有効になると解するのが相当である」としている。
 - 原則としては無効、特段の事情がある場合には有効という理論構成
- ・ 昭和44年最判以降は、同最判の規範を前提に、どのような具体的事実のもとで「特段の事情」が

認められるかという点が、下級審裁判例において争われている。

- ・なお、学説では、昭和44年最判について、批判的な見解もあるが、特段の事情を狭く解することを条件に賛成する見解が多数説であるといえる。
 - 数の上で決議の結果が変わらないからといって、それだけで常に有効と解することは、取締役会決議の意味を失わせるため妥当ではない。したがって、招集通知を受けなかった取締役の属性や当該取締役の取締役会における出席状況や発言状況等を踏まえて、決議の結界に影響を及ぼすと認められる特段の事情の有無につき判断すべきであると解されている。

(2) 講評

- ・〔設問1〕の解答に際して、〔設問2〕の解答内容（本件における当てはめ）まで記述している答案が複数見受けられた。〔設問2〕では、問題文において、「〔設問1〕の内容を踏まえて」とされていることから、〔設問1〕では、一部の取締役に対する招集通知を欠く取締役会決議の効力についての一般論を展開すべきことは明らかである。したがって、上記のように、〔設問2〕の解答内容まで〔設問1〕において回答している答案については、問われたことに答えることができていないという意味において不十分であると評価した。
- ・瑕疵ある取締役会決議の効力につき、明文の規定がないことを指摘してはいるもの、株主総会決議の無効確認の訴えに関する会社法830条2項を類推適用すべきとする答案や、取締役会決議の取消しの訴えを提起できるとする答案も見られた。取締役会決議の効力についての明文の規定は存在せず、またその効力を争う訴訟についての明文の規定も存在しない。したがって、取締役会決議の無効を求める訴えは、一般的な確認の訴えによることになる。この点について、民事訴訟法の学習が進んでいないのかもしれないが、判例等では、取締役会決議の無効確認を求める訴えが提起されている事案も見られることから、判例の勉強ができていれば、少なくとも、株主総会決議の効力を争う訴訟類型の類推という手段の誤りに気がつくのではないと思われる。
- ・また、瑕疵ある取締役会決議の効力につき、決議の内容に応じて判断すると書かれている答案も散見された。特に、本件が代表取締役選定決議が問題となっていたからか、代表取締役選定決議は会社にとって重要であるから、この決議において、招集通知不発送という瑕疵があれば無効となるという論法で、結論を導き出す答案もあった。さらに、取引の安全を考慮すべき決議の内容については、決議は無効とならないなどの答案も見られたところである。しかしながら、決議の対象がなんであるかによって、瑕疵の重大性が異なるわけではない（そもそも、代表取締役選定決議の瑕疵であれば重大であるとする見解は、すでに「瑕疵」が重大であるかどうかについての検討から外れている）。
- ・本件で問われている一般論は、前記の昭和44年最判の規範であり、判例百選にも掲載されている著名なものでもあるため、しっかりとこの規範は覚えておいていただきたいと考える。

2 「設問2」について

(1) 解説

- ・ 本件では、Cは、Bを代表取締役を選定する本件取締役会決議の無効を求める訴えを提起しているが、この訴えは認められるか。
- ・ すでに「設問1」で述べたように、一部の取締役に招集通知を発しないうでなされた取締役会決議の効力については、原則として無効であるが、当該取締役が出席してもなお決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情が存在する場合には有効である。
- ・ これを本問についてみると、甲社では、A亡き後の代表取締役の地位をめぐり、B派とC派に分かれて争いが展開されており、本件取締役会の前に開催された取締役会でも結論が出なかったという経緯がある。その上で、Bは、自己が定款上取締役会の招集権者として定められていることを奇貨として、本件取締役会の招集通知をEに対しては発しなかった。
 - この点から、原則として無効であると言えるが、次に特段の事情の存否が問題となる。
- ・ 仮に、Eが出席していたとすれば、B派とC派は同数であり、中立を保っているFの動向が結論を左右することになるが、いずれにしても、本件取締役会決議とは決議の結果が変わった可能性があると考えられる。
 - 本件取締役会決議に際しては、Fは、BやDの意見に押されてBの代表取締役選定に賛同しているが、Eが出席していたら、どのような意見が出されていたかはわからない以上、Fの意見がどちらに転ぶかも不明であるという他はない。
- ・ 以上から、決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情は存在しないと考えられることから、本件取締役会決議は無効とである。
- ・ したがって、Cの訴えは認められる。

(2) 講評

- ・ 既述の通り、「設問1」において、本文における当てはめまで書かれてあった答えは、「設問2」において、「招集通知を受け取らなかったEではなく、Cが訴えを提起することができるか」という問題設定のもとで議論を展開していた。しかしながら、株主総会決議取消しの訴えのように、招集通知を受領しなかった株主以外の株主が決議取消しの訴えを提起できるかという論点に惹きつけて考えることは、理解できないわけではないものの、そもそも、取締役会決議の無効確認の訴えは一般民事訴訟法上の確認の訴えであるから、確認の訴えが認められる限りにおいて、原告適格は問題にならない。したがって、この点の記載内容を採点の上で評価することはできない（なお、本件におけるCは、自己が代表取締役選定決議の候補者である取締役でもあるため、当然に確認の利益は認められると解される）。
- ・ また、いくつかの答案では、代表取締役選定決議の候補者である取締役（本件におけるBおよびC）

は、取締役会決議における特別利害関係人として、議決に加わることができない（会社法369条2項）との記述が見られた。代表取締役解職決議における解職対象の代表取締役が特別利害関係人に当たるかという問題と混同しているのではないかとと思われる。一般には、選定の場合には、特別利害関係人には当たらないと解されている。

- ・ 本件における当てはめにおいて、Bを代表取締役に選定することに賛成の議決権数は、B、DおよびFの3名であって、この結論は、仮にEに対する招集通知が適法になされ、Eが決議に参加していたとしても変わらないから、決議は有効であるとするものも見られた。しかし、解説にも記載したように、仮に、Eが決議に参加していれば、Bを代表取締役に選定する意見に対して反論し、あるいはCを代表取締役に選定する決議への賛成を促したものと思われる。その結果、Fがどのような意思表示をするかは実際にはわからない。つまりは、本件決議における議決権行使の方向性とは異なっていた可能性を否定できないのであるから、決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情は存在しないというべきである。数的に結論が決まっているからといって、決議の結果は変わらないとは言えないと考えるのは、学説上の多数説だけではなく、判例もそのように考えるものと推測される。
- ・ 「設問2」も、「設問1」における基本論点の規範への当てはめという、これも基本的な作業であり、簡単な事例問題への当てはめについても、法科大学院入学前の段階でできるようになっておいてもらいたいと考える。